

VII 自治会関係補助金制度のご紹介

自治会に関する補助金一覧

事業名	ページ	担当窓口
(1) 自治会活動費補助金 A. 地域自治活動支援事業 B. 市政協力事業	29	<p>市民生活課 (高砂町6 ☎381-1018)</p> <p>各種補助金年間スケジュール(市民生活課) を38ページに掲載しています。ご活用ください。</p>
(2) 自治会防犯灯維持費補助金	31	
(3) 自治会防犯灯設置費補助金	32	
(4) 自治会館運営補助金	35	
(5) 自治会館等建築補助金	36	
(6) 資源回収奨励金	38	<p>廃棄物対策課減量推進係 (工栄町14-3 ☎383-4211)</p>
(7) 花のある街並みづくり 事業補助金	39	<p>環境課 自然環境担当 (工栄町14-3 ☎381-1046)</p>
(8) 江別市国民健康保険 特定健康診査等推進事業	40	<p>保健センター 国保健診担当 (若草町6-1 ☎385-4620)</p>
(9) 愛のふれあい交流事業 助成金	41	<p>江別市社会福祉協議会 (錦町14-87 ☎385-1234)</p>

☆ 次頁以降、上記9種類の補助金について具体的な内容をご紹介します ☆

(1) 自治会活動費補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

自治会が実施する様々な事業を対象に自治会活動費補助金を交付します。

この補助金は、**A.地域自治活動支援事業** と **B.市政協力事業** の2種類で構成されています。

A. 地域自治活動支援事業

○ 概要

自治会が前年度実施した事業数によって、自治会加入世帯一世帯あたりの補助額を決定します。

○ 補助の内容

事業を活発に行っている自治会には補助金が多く交付される仕組みとなっています。

※詳しい補助額につきましては、毎年3月に送付する申請書様式一式の活動状況報告書をご確認ください。

B. 市政協力事業

○ 概要

市の広報誌「広報えべつ」の配布及び、回覧などを通した市が実施する事業の周知、各種調査等への協力事業に対する補助金です。

○ 補助の内容

加入世帯一世帯あたり200円を自治会に補助します。

【 必要な書類 】

- ① 自治会活動交付申請書
- ② 事業計画書・収支予算書(第2号様式)
※新年度総会議案書で代用可
- ③ 自治会活動状況報告書
- ④ 総会議案書(新年度のもの)
- ⑤ 請求書
- ⑥ 委任状

※ ④以外は3月上旬に会長宛に送付する補助金案内書類に同封しています

活動種別	活動数	世帯数
1. 広報誌「広報えべつ」の配布	5	100
2. 回覧物の配布	7	360
3. 各種調査への協力	0	450
4. その他	6	45,000
5. 合計	25	4

補助申請の流れ

- 1, 江別市 : 3月上旬に補助金申請書類の送付

↓

- 2, 自治会 : 4月末までに補助金申請書類一式の提出
※上記提出に必要な書類①～⑥を提出

↓

- 3, 江別市 : 7月上旬に補助金交付決定処理、決定通知書の送付

↓

- 4, 自治会 : 請求書及び委任状を提出

↓

- 5, 江別市 : 7月下旬頃に自治会指定の口座に補助金を振り込み

※新型コロナウイルス感染拡大時の対応について

新型コロナウイルス感染拡大が原因で、思うように自治会活動ができないという現状を踏まえて、令和3年度、令和4年度について、感染拡大前(令和2年度)の単価を採用する特例措置をとっています。

また、状況により、今後についても単価の算出方法が変更になる場合があるので、報告書記入時は毎年ご確認いただきますようお願いいたします

お願い

審査の際、各自治会の前年度の活動状況の確認は各自治会から提出された事業報告書を用いて行います(総会議案書での代用可)。そのため、事業報告書には**実施した事業の記載漏れがないよう**、確認をお願いします。

ごみステーションの管理や住宅案内板の維持管理など、通年行っている事業についても審査対象ですので、記載をお願いします。

詳細は、毎年3月に各自治会長宛てにお送りしています「補助金等のご案内について」をご確認いただくか、市民生活課までご連絡ください。

(2)自治会防犯灯維持費補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

○ 概要

自治会で設置・管理している街路灯を「自治会防犯灯」といいます。この補助金は、自治会防犯灯の維持管理に係る経費への補助を行うものです。

自治会等ですでに支払が終わった、前年一年間の電気料金の60%を補助します。

【 必要な書類 】

- ① 防犯灯維持費補助金交付申請書
- ② 防犯灯電灯料支払明細書
- ③ 請求書
- ④ 委任状
- ⑤ ほくでんから送付された昨年度（4～3月）の「請求内訳書写し」
または「電気料金領収書写し」
ない場合は「受領済証明書（ほくでんに依頼する）」

補助申請の流れ

- 1, 江別市：3月上旬に補助金申請書類様式を送付
↓
- 2, 自治会：5月末までに提出に必要な書類①～⑤の提出
↓
- 3, 江別市：随時補助金交付決定処理、決定通知書の送付
↓
- 4, 自治会：請求書及び委任状を提出
↓
- 5, 江別市：随時補助金を指定された口座に振り込み

(3) 自治会防犯灯設置費補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

○ 概要

自治会防犯灯の新設・更新、または修繕を行う場合に設置費の一部を補助します。自治会防犯灯の新設・更新を予定している自治会は、補助金の交付を受けるために、前年度の10月31日までに計画書兼補助金交付申請書一式を提出する必要があります。

また、防犯灯を修繕する場合も補助金の交付対象ですが、修繕の際は事前に市民生活課へ連絡が必要です。

○ 補助の内容

LED 灯を新設、または水銀灯・ナトリウム灯などから LED 灯に更新した場合が対象になります。

①「総工事費×設置費補助率(下表のとおり)」または、②「1灯あたりの補助限度額(下表のとおり)×灯数」で算出された額のうち、どちらか低い方が補助金の額となります。

(例)

区 分		規 格	設置補 助率①	1灯当り補助 限度額②
LED 灯	ポール式 (自立式)	W 以内		円
		1~20	1/2	100,700
	21~	1/2	156,500	
	共 架 式	1~20	1/2	25,500
21~		1/2	30,000	
共 架 用 柱	鋼管ポール		1/3	14,900
	コンクリート柱		1/3	18,400
江別市宅地開発指導要綱(昭和48年4月1日市長決裁)により設置された防犯灯で自治会等が引き受け、点灯に要する配線設置費			1/2	5,900

【例】20WのLED灯共架式を
10灯新設する場合
(工事費総額：400,000円)

この場合は…

① 総工事費×設置費補助率
400,000円×1/2
=200,000円

② 1灯あたりの補助限度額
×灯数
25,500円×10
=255,000円

①の方が②より低いので、この場合は200,000円が補助金額になります。

提出書類（9月時点）

- ① 防犯灯設置計画書兼補助金交付申請書
- ② 防犯灯設置計画内訳書
- ③ 防犯灯設置費補助金算出票
- ④ 工事業者の見積書
- ⑤ 新設、更新する防犯灯の位置がわかる地図

※①～③の様式は9月の補助金の案内と一緒に各自治会長へ送付します

提出書類（工事完了後）

- ① 完了届
- ② 領収書写し
- ③ 定額制一括電気使用申込書の写し（ほくでん発行）
- ④ 施行証明書兼お客さま電気設備図面の写し（ほくでん発行）
- ⑤ 工事施行箇所図
- ⑥ 請求書、委任状

補助申請の流れ

- 1, 江別市：前年の9月中旬に計画書等提出書類の送付
↓
- 2, 自治会：前年の10月末までに計画書及び上記提出書類（9月時点）を市に提出
↓
- 3, 自治会：計画に変更・中止があった場合は、3月までに市民生活課に連絡
※金額の大幅な変更がある場合計画書及び関係書類を再提出いただきます
↓
- 4, 江別市：計画書の提出があった自治会へ4月上旬頃に内定通知書を送付（一括送付）
完了届、請求書及び委任状を同封
↓
- 5, 自治会：工事業者に工事を発注、施工完了後に総工事費を支払い、領収書を受領する。
↓
- 6, 自治会：防犯灯工事施工完了後に完了届、領収書の写し、北海道電力の発行する関係
書類、請求書、委任状を提出する ※上記提出書類（工事完了後）参照
↓
- 7, 江別市：決定通知書の送付、自治会が指定する口座に補助金を振り込み

故障かな？と思ったら

故障した防犯灯の修繕も、防犯灯設置費補助金の交付の対象になります。
以下に大まかな流れを掲載するので、ご活用ください。

提出書類（9月時点）

- ① 防犯灯設置計画書兼補助金交付申請書
- ② 防犯灯設置計画内訳書
- ③ 防犯灯設置費補助金算出票
- ④ 工事業者の見積書
- ⑤ 新設、更新する防犯灯の位置がわかる地図

※①～⑤は工事实施予定の連絡を受けた後担当者へ送付します。

提出書類（工事完了後）

- ① 完了届
- ② 領収書写し
- ③ 定額制一括電気使用申込書の写し（ほくでん発行）
- ④ 施行証明書兼お客さま電気設備図面の写し（ほくでん発行）
- ⑤ 工事施行箇所図
- ⑥ 請求書、委任状（工事完了後、市が送付）

故障時の補助申請の流れ

- 1, 自治会：防犯灯が切れていることを確認
ほくでんに連絡し、点滅器の故障か防犯灯の故障か確認
（点滅器の故障の場合、ほくでんが無償で交換）
防犯灯の故障の場合、工事予定日を市民生活課へ連絡
↓
- 2, 江別市：内容を確認
設置計画書兼交付申請書等の必要書類(様式)を送付
↓
- 3, 自治会：上記提出書類（9月時点）を市に提出
↓
- 4, 自治会：工事業者に工事を発注、施工完了後に総工事費を支払い、領収書を受領する
↓
- 5, 自治会：防犯灯工事施工完了後に完了届、領収書の写し、北海道電力の発行する関係書類、請求書、委任状を提出する ※上記提出書類（工事完了後）参照
↓
- 6, 江別市：決定通知書の送付、自治会が指定する口座に補助金を振り込み

(4) 自治会館運営補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

○ 概要

地域の生涯学習の場として、自治会館を所有、活用している自治会に対して、自治会館の維持管理を支援するための補助金が、自治会館運営補助金です。

○ 補助の内容

自治会館を所有する自治会に一律で35,000円の補助に加え、自治会館の面積に応じて、面積1㎡あたり364円の補助を行っています。

なお、自治会館の活用状況を確認するため、前年度の自治会館事業結果・収支報告書と当該年度の自治会館事業計画・収支予算書の提出が必要です。

提出書類

- ① 江別市自治会館運営補助金交付申請書
- ② 前年度の自治会館事業報告・収支報告書
- ③ 当該年度の自治会館事業計画・収支予算書
- ④ 請求書
- ⑤ 必要な場合は委任状

補助申請の流れ

- 1, 江別市：3月上旬に補助金申請書類の送付
↓
- 2, 自治会：4月末までに提出に必要な書類①～⑤の提出
↓
- 3, 江別市：6月から随時補助金交付決定処理、決定通知書の送付
↓
- 4, 自治会：請求書及び委任状を提出
↓
- 5, 江別市：7月下旬ごろ補助金を指定された口座に振り込み

(5) 自治会館等建築補助金 (市民生活課 ☎381-1018)

○ 概要

地域住民の福祉の増進と地域活動の育成を図るため、自治会等が自己資金によって自治会館又は老人集会所を建築した場合にその費用の一部を補助するものです。

○ 条件

この場合の建築とは、新築、増築、改築又は修繕等のことで、以下の条件を満たした場合に補助金交付の対象となります。

- ・自治会館等の新築又は改築 …… 建物面積が50㎡以上、増築は20㎡以上の場合
 - ・修繕等 …… 費用が50万円以上の場合(建築基準法に規定する主要構造部)
- ※自治会館等の新築、改築、修繕等を予定している自治会は、前年度の10月末までに自治会館等建築計画書一式を提出する必要があります。

- 補助の内容 補助対象面積に該当する建築費総額の2分の1以内の額を補助します。

提出書類

- ① 自治会館等建築計画書
- ② 収支予算書
- ③ 総工事費の見積書
- ④ 会館の見取り図

補助申請の流れ

- 1, 江別市：前年の9月中旬に計画書等提出書類の送付
↓
- 2, 自治会：前年の10月末までに計画書及び関係書類を市に提出
↓
- 3, 江別市：計画書の提出があった自治会へ3月上旬頃に補助金申請書を送付
↓
- 4, 自治会：4月末までに補助金申請書類一式の提出
↓
- 5, 江別市：5月中旬～6月上旬に内定通知書を送付
(完了届、請求書及び委任状を同封)
↓
- 6, 自治会：工事施行完了後、完了届及び関係書類、請求書及び委任状を提出
※上記提出書類参照
↓
- 7, 江別市：決定通知書の送付、自治会が指定する口座に補助金を振り込み

各種補助金 年間スケジュール (市民生活課)

市民生活課が担当する補助金関係の書類の提出スケジュールを以下にまとめておりますので、ご活用ください。期日までの提出へのご協力よろしくお願いたします。

	前年度												現年度			次年度以降									
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
(1) 自治会活動費補助金													申請書類の提出 (4月未まで)	審査		順次、審査終了後 補助金交付									
(2) 防犯灯維持費補助金													申請書類の提出 (5月未まで)	審査		順次、審査終了後 補助金交付									
(3) 防犯灯設置費補助金	申請書類の送付および 補助金案内	① 計画書等の提出 (10月未まで)					申請書類の送付 工事	市民生活課 市民生活課	必要書類等の送付 工事	必要書類提出	3月未まで					順次、審査終了後 補助金交付									
(3) 防犯灯設置費補助金(仮称時) ※工事の時期によって、交付の タイミングが違います！		① 工事が完了する場合 10月未まで						市民生活課 市民生活課	補助金申請書類の送付 工事	必要書類提出						次年度4月未まで									
		② 工事が完了する場合 11月以降																							
(4) 自治会館運営補助金								申請書類の提出 (4月未まで)	審査	審査終了後 順次補助金交付															
(5) 自治会館等建築補助金	申請書類の送付および 補助金案内	計画書等の提出 (10月未まで)					申請書類の送付																		

(6) 資源回収奨励金 (廃棄物対策課 ☎383-4211)

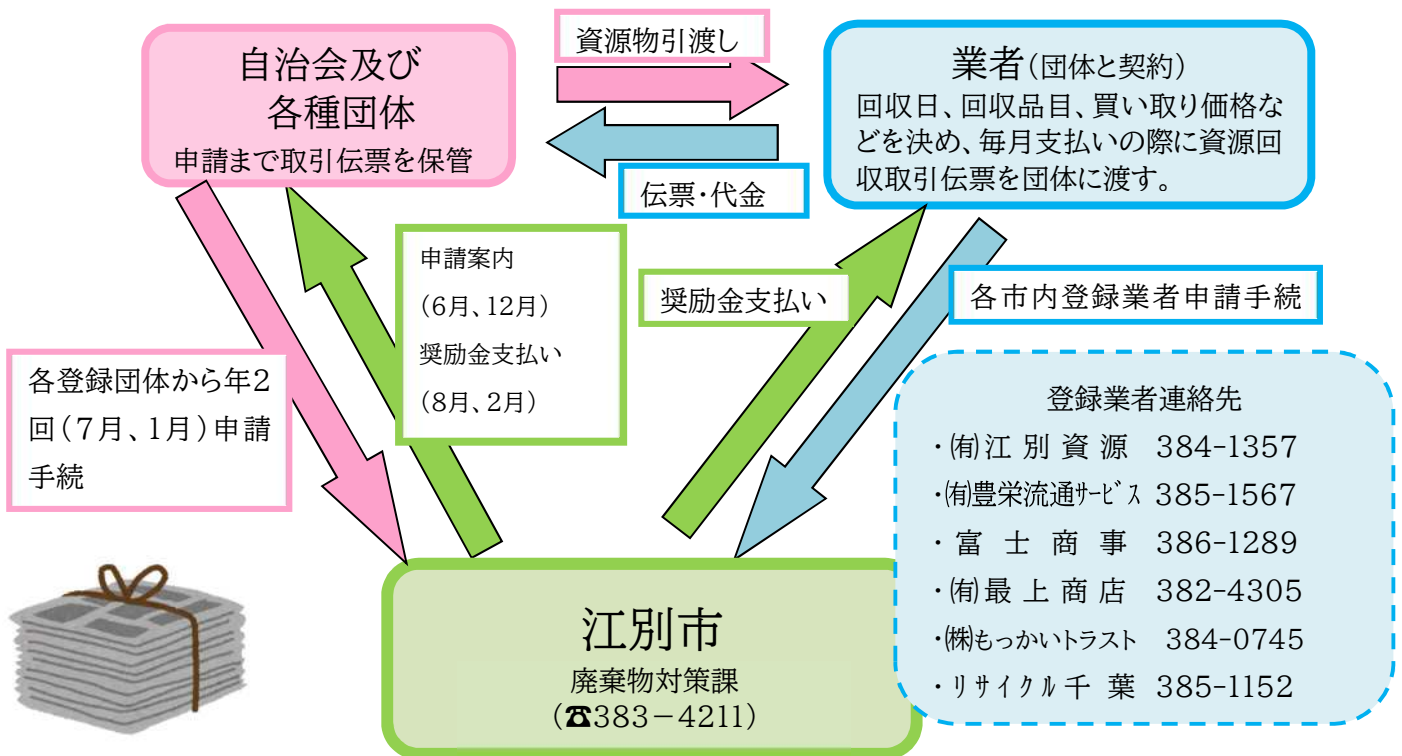


○ 概要

自治会などの各団体が地域活動の一環として、各家庭の協力のもと、新聞紙や段ボール、びん、缶、布などの資源物を決まった回収日・場所に集め、回収業者に売却する制度を「集団資源回収」といいます。この奨励金は、自治会などの各団体が行った集団資源回収の実績に基づいて交付するものです。

○ 補助の内容

下図に示したとおり、自治会などの団体から年2回、前期分と後期分に分けて奨励金申請の手続きを受付け、回収した資源物1kgにつき3円の奨励金を8月と2月に交付します。



補助申請の流れ

- 1, 江別市：6月上旬と12月上旬に資源回収奨励金申請書類一式の送付
↓
- 2, 自治会：7月中旬（前期）、1月中旬（後期）までに申請書類一式の提出
↓
- 3, 江別市：8月下旬（前期）、2月下旬（後期）に決定通知書の送付指定された自治会の口座へ奨励金を振り込み

(7) 花のある街並みづくり事業補助金 (環境課 ☎381-1046)



○ 概要

まち全体を花で飾り、明るく潤いのあるまちづくりを目指す「花のある街並みづくり運動」を積極的に推進していくため、自治会等が行う環境美化活動に係る花苗の斡旋と一部助成を行うものです。

花植え活動に係る水やり、草取り、清掃活動などの維持管理の負担に対応する「活動協力金」、肥料をご購入される費用に充てていただくための「肥料助成金」があります。



○ 補助の内容

斡旋する花苗代の助成額等については、下表のとおりです。

種 類	単 価 (1株)	助 成 額	(税抜)	
			自治会 負担額	
サルビア、マリーゴールド	77円	42円	35円	
ペチュニア、ベゴニア、インパチェンス	87円	42円	45円	
ブルーサルビア	92円	42円	50円	
ラベンダー	200円	100円	100円	
宿根草 (イトバハルシャギク)	380円	190円	190円	

※令和4年3月現在の価格です。

変動する場合がありますので、担当窓口にご確認ください。

補助申請の流れ

- 1, 江別市：10月下旬に「花苗申込書」の送付
↓
- 2, 自治会：12月中旬までに「花苗申込書」により申込み
↓
- 3, 江別市：申込受付締め切り後に集計、業者との調整の後に申込み自治会に通知
↓
- 4, 自治会：花苗担当者と業者の打合せ後、5月中旬～6月中旬に業者によって直接花苗の引き渡し。その際、自治会負担額分を業者に現金で直接支払う



(8) 江別市国民健康保険特定健康診査等推進事業(保健センター 国保健診担当 ☎385-4620)

○概要

国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者を対象とした健康診査の受診や健康づくり活動等に積極的に取り組む自治会に対し補助を行うものです。

○補助の内容

一自治会あたり20,000円の基本額と、参加者一人あたり500円の加算額の合計額を補助金として交付します。

ただし、交付を受けられるのは一自治会あたり5回までです。

また、完了後には実績報告書を提出していただきます。



補助申請の流れ

- 1, 健(検)診受診希望者を募り、集団検診か送迎バス検診のどちらを受けるか選ぶ。
↓
- 2, 補助金交付申請書と事業計画書を市に提出する。
↓
- 3, 健(検)診を受診する。
↓
- 4, 実績報告書と事業実績書を市に提出する。
↓
- 5, 市からの補助金を受け取る。



※詳しくは保健センター 国保健診担当にお問い合わせください。
(☎385-4620)

(9) 愛のふれあい交流事業助成金 (江別市社会福祉協議会 ☎385-1234)

高齢・障がい・疾病などの世帯が住み慣れた場所で馴染みの人達に囲まれながら健康で安心して暮らすことを目的とした地域での助け合い活動を支援する事業です。

この事業は、(1)「愛のふれあい活動」と(2)「地域交流の集い活動」の2つの活動の助成金があります。

(1) 愛のふれあい活動

○ 概要

ひとり暮らし高齢者などに対する在宅での支援活動(定期的な訪問や安否確認・声掛けなど)とそのため
の組織づくり費用として、年額10,000円と当活動のボランティアさんのボランティア活動保険料※1を助成
します。

(2) 地域交流の集い活動

○ 概要

愛のふれあい活動の支援対象者や地域の高齢者・障がい者などのために、閉じこもり予防・心身のリフ
レッシュを目的とする地域住民の交流事業(昼食交流会・福祉学習会・ボランティアとの交歓会など)を実施
する際に、1事業につき15,000円以内(年間5事業まで)とボランティア行事用保険の最低保険料※2を助
成します。

また、当事業を実施するために必要な交通費(民間バスの借上代金など)を年間30,000円以内で助成
します。なお、交通費助成を受けた場合は、領収証(コピー可)の提出が必要になります。



社会福祉協議会：4月上旬に助成金申請書類の送付



自治会：5月31日までに助成金申請書類一式の提出※3



社会福祉協議会：6月中旬に助成金交付決定、決定通知書の送付、
自治会指定の口座に助成金を振り込み

- ※1 ボランティア活動保険料の助成金は自治会を経由しないで、社会福祉協議会が直接保険料の支払いを行います。
- ※2 ボランティア行事用保険の助成金は自治会を経由しないで、社協が直接保険料の支払いを行います。最低保険料(20名分)のみが助成の対象となりますので、21名以上で保険加入を希望される場合は、超過分1名あたり28円の加入者負担が生じます。
- ※3 助成金の申請は年間を通じて受付しています。6月1日以降の受付分は随時、助成金交付決定、決定通知書の送付、助成金の振り込みを行います。書類に関するお問い合わせは江別市社会福祉協議会へお願いいたします。

お問合せ先

江別市社会福祉協議会

〒069-0811

江別市錦町14番地87

江別市総合社会福祉センター内

TEL 011-385-1234

FAX 011-385-1236

E-mail Social-Welfare@ebetsu-shyakyō.jp

